4 法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの提供があつた事件について、勾留状に記載され、又は記録された個人特定事項のうち勾留状に代わるものに記載又は記録がないもの（法第二百七条の三第一項の裁判により通知することとされたものを除く。第十一項及び第十二項において同じ。）が法第二百一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書の抄本であつて当該個人特定事項の記載がないものその他の裁判書の謄本に代わるもの（以下この項において「裁判書抄本等」という。）の謄本又はファイルに記録された裁判書抄本等に係る電磁的記録を被疑者に送達して裁判の告知をすることができる。

5 法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項の規定による鑑定留置状に代わるものの提供があつた事件について、鑑定留置状に記載され、又は記録された個人特定事項のうち鑑定留置状に代わるものに記載又は記録がないもの（法第二百二十四条第三項において準用する法第二百七条の三第一項の裁判により通知することとされたものを除く。第十一項及び第十二項において同じ。）が法第二百一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書の抄本であつて当該個人特定事項の記載がないものその他の裁判書の謄本に代わるもの（以下この項において「裁判書抄本等」という。）の謄本又はファイルに記録された裁判書抄本等に係る電磁的記録を被疑者に送達して裁判の告知をすることができる。

6 第二百七十八条の二第二項の規定による第二百七十八条第一項の令状の抄本その他の当該令状に代わるものの提供があつた事件について、当該令状に記載され、又は記録された個人特定事項のうち当該令状の抄本その他の当該令状に代わるものに記載又は記録がないもの（第二百七十八条の三第一項の裁判により通知することとされたものを除く。第十三項及び第十四項において同じ。）が法第二百一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書の抄本であつて当該個人特定事項の記載がないものその他の裁判書の謄本に代わるもの（以下この項において「裁判書抄本等」という。）の謄本又はファイルに記録された裁判書抄本等に係る電磁的記録を少年に送達して裁判の告知をすることができる。

7 法第二百七十一条の三第一項若しくは第二百七十一条の四第二項の規定による措置がとられた事件について、法第二百七十一条の二第一項の規定による求めに係る個人特定事項が同項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合又は法第三百十二条の二第四項において準用する法第二百七十一条の三第一項若しくは第二百七十一条の四第二項の規定による求めに係る個人特定事項が法第二百七十一条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認めるときは、弁護人に対し、裁判書の謄本又はファイルに記録された裁判書に係る電磁的記録を送達して裁判の告知をするに当たり、当該裁判書に記載され、又は記録されているこれらの個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。

8 法第二百七十一条の三第三項若しくは第二百七十一条の四第四項の規定による措置がとられた事件について、法第二百七十一条の二第一項の規定による求めに係る個人特定事項が同項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合又は法第三百十二条の二第四項において準用する法第二百七十一条の三第三項若しくは第二百七十一条の四第四項の規定による求めに係る個人特定事項が法第二百七十一条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認めるときは、法第三百十二条の二第一項の規定による求めに係る個人特定

3 法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつた事件について、勾留状に記載された個人特定事項のうち勾留状に代わるものに記載がないもの（法第二百七条の三第一項の裁判により通知することとされたものを除く。第七項及び第八項において同じ。）が法第二百一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書の抄本であつて当該個人特定事項の記載がないものその他の裁判書の謄本に代わるものの謄本を被疑者に送達して裁判の告知をすることができる。

4 法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項の規定による鑑定留置状に代わるものの交付があつた事件について、鑑定留置状に記載された個人特定事項のうち鑑定留置状に代わるものに記載がないもの（法第二百二十四条第三項において準用する法第二百七条の三第一項の裁判により通知することとされたものを除く。第七項及び第八項において同じ。）が法第二百一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書の抄本であつて当該個人特定事項の記載がないものその他の裁判書の謄本に代わるものの謄本を被疑者に送達して裁判の告知をすることができる。

［新設］

5 法第二百七十一条の三第一項若しくは第二百七十一条の四第二項の規定による起訴状の謄本の提出があつた事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが法第二百七十一条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合又は法第三百十二条の二第四項において準用する法第二百七十一条の三第一項若しくは第二百七十一条の四第二項の規定による訴因変更等請求書面の謄本の提出があつた事件について、訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものが法第二百七十一条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、被告人に弁護人があり、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人に対し、裁判書の謄本を送達して裁判の告知をするに当たり、当該裁判書に記載されているこれらの個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。

6 法第二百七十一条の三第三項若しくは第二百七十一条の四第四項の規定による起訴状抄本等の提出があつた事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが法第二百七十一条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合又は法第三百十二条の二第四項において準用する法第二百七十一条の三第三項若しくは第二百七十一条の四第四項の規定による訴因変更等請求書面抄本等の提出があつた事件に